

2006年4月6日

社会資本整備審議会河川分科会
河川整備基本方針検討小委員会 委員長 近藤徹 様
委員 各位

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島 康
(川辺川ダム反対 52 住民団体代表連絡先)
〒860-0073 熊本市島崎 4-5-13
TEL:070-5273-9573 FAX:020-4668-3744

「球磨川水系河川整備基本方針の策定」に関する意見書

新聞報道によれば、4月13日に球磨川水系河川整備基本方針に関する検討小委員会が開かれるとのことです。球磨川における最大の問題は川辺川ダム問題です。球磨川の支流・川辺川に建設予定の川辺川ダムは、社会情勢の変化で治水・利水ともその建設目的はなくなっております。また、川辺川の清流を台無しにしてしまうだけでなく、球磨川の自然に多大な影響を与えるため、各種世論調査の結果を見ても住民の大多数はダム建設に反対しています。

そこで、2001年12月からは住民側の専門家と国土交通省との間で川辺川ダム建設の是非、基本高水流量および計画高水流量の妥当性をめぐって住民討論集会が繰り返し開かれてきました。また、川辺川ダム建設を前提とした農業利水事業は裁判で違法性が指摘されて国の敗訴となり、それとともに、ダム本体建設のための漁業権等の強制収用に関する収用委員会では国が収用裁決申請を取り下げて、ダム計画は白紙に戻る状態になっています。

今回、検討小委員会で審議する球磨川水系河川整備基本方針は、この川辺川ダム問題に密接に関わるものでありますので、その審議は川辺川ダム問題についての経過と現状、背景を十分に把握したものではなければなりません。つきましては、球磨川水系河川整備基本方針の審議にあたって下記6点についての意見書を提出しますので、それを踏まえて審議されることを要望します。

さらに、委員会としてパブリックコメントを求め、その意見提出者と河川管理者が議論できる場を提供することを強く要望します。

記

- 1 「川辺川ダムを考える住民討論集会」の住民側専門家との議論の場を設けること
熊本県では川辺川ダムの是非をめぐって、国土交通省、熊本県、住民側との間で2001年1

2月より延べ9回の住民討論集会が開かれ、2年前からは住民討論集会の次のステップとして森林の保水力に関する現地共同検証が行われてきました。基本高水流量や森林の保水力、現行の治水計画の問題点などについて、広く専門的な議論が行われてきました。そのような議論が積み上げられてきたにもかかわらず、それを一方的に無視して、国土交通省が検討小委員会に基本高水流量等の判断をゆだねてしまうのは断じて許されることではありません。2001年12月から続けてきた議論を白紙に戻すようなことはあってはなりません。あくまで、住民討論集会の議論を基礎にして検討小委員会の審議を行うべきです。検討小委員会として、住民討論集会の住民側の専門家を招いて基本高水流量の妥当性等について科学的な議論が行える場を設けることを要望します。

2 球磨川の基本高水流量はひどく過大である

球磨川の工事实施基本計画は今から40年前の1966年に策定されたものです。この治水計画の基本高水流量(80年に1回の最大洪水流量)はひどく過大な数字です。当時は観測データが少なく、今や時代遅れとなった単位図法という流出モデルを用いたため、基本高水流量の計算には基本的な誤りがあります。また、当時は森林の大面积皆伐が行われ、森林の保水力が大きく低下していた時代でした。その後の森林の生長による保水力の向上を踏まえ、その後蓄積された観測データを加えて新しい手法で計算すれば、80年に1回の最大洪水流量はかなり小さな数字になります。そのことを具体的に示すのは最近の洪水の実績流量です。計画では、「流域で2日間に440ミリの降雨があれば人吉地点で毎秒7000トンの洪水が発生するので川辺川ダムが必要」となっていますが、昨年9月の台風14号では440ミリ以上の降雨があったにもかかわらず、毎秒4300トンしか流れませんでした。さらに、人工林の間伐で針広混交林を進め、保水力の一層の向上をはかれば、より小さな流量におさえることができます。

新しい治水計画では工事实施基本計画の基本高水流量を踏襲するのではなく、科学的な根拠がある基本高水流量を設定すべきです。

3 球磨川の河道整備の遅れを解消すべきである

球磨川では、川辺川ダム建設事業に河川予算の大半が注ぎこまれてきたため、河道整備の進捗がないがしろにされてきました。一昨年の台風16号や昨年の台風14号では、改修工事が遅れている球磨村・芦北町等の中流部や、川辺川周辺の無堤防地区などで洪水被害がありました。川辺川ダム建設事業に投じられた予算の一部を河道整備に回すことができれば、洪水被害もなかったと考えられます。私たちは被害住民の意向調査を行っていましたが、そのほとんどの方が望んでいることは川辺川ダムの建設ではなく、河道整備を速やかに実施することでした。治水対策のほとんどを川辺川ダムに依存するという現行の治水計画が大きな歪みをもたらし、洪水被害を発生させているのです。

新しい治水計画は、県民の多数が反対する川辺川ダムではなく、河道整備を基本に据えたものを策定すべきです。

4 豊かな自然を未来に残すために

河川整備基本方針では、洪水対策の他に球磨川水系の環境についても審議され、基本方針が謳われます。ご承知のとおり球磨川水系は日本一の清流川辺川、日本三大急流としてその名を知られ、河口は豊饒の海・不知火海へと連なっています。球磨川では中流に発電のための荒瀬ダム、瀬戸石ダムがあり河川を遮断していますが、日本で初めての試みとなる荒瀬ダムの撤去による自然再生の取り組みが決定しています。豊かな自然を未来に引き継ぎ残すために県民、住民は大規模ダム建設に危機感を募らせています。

豊かな自然をどう評価し、どう引き継いでいくのか、その方針は極めて重要です。さきの住民討論集会では、環境に関しても国交省と住民側専門家の意見は食い違ったまま中断しています。わたしたちは、委員会が、住民討論集会での住民側専門家の主張も国交省報告と同じ扱いとして審議されること同時に、ダム事業など大規模事業については改正河川法の精神に則り、「今後の球磨川における事業に際しては法に基づく環境影響評価を実施する」との一文を河川整備基本方針に盛り込むことを要望します。

5 正常流量について

流量(水)は河川の主体です。河川に最低必要な流量である「正常流量」は基本方針の重要な課題です。球磨川では正常流量に関して、新たな利水計画を策定するための「事前協議」の場で膨大な時間を費やして議論されています。その結果、国交省は川辺川と人吉について「鮎の生息と産卵に必要な水位・流量」から一応の目安を示しました。しかし、水量の少ない球磨川本川上流や、海につながり最も取水量の多い下流部については示されていません。私たちは、事前協議の中で粘り強く国交省の主張する「正常流量」の根拠を明らかにしてきました。正常流量は、利水事業に関する水利権とも、また、鮎など動植物の生息環境とも密接に関係する重要な基準であることから、委員会では、事前協議において討議された内容について確認されるとともに、既存水利の効率的、高度な使用によって豊かで安定的な河川流量が確保されるよう正確、慎重な調査・検討が実施されるよう要望します。

6 川辺川ダム計画は白紙の状態になっている

冒頭で述べたように、川辺川ダム建設を前提としたかんがい用水事業は裁判で違法性が指摘されて国の敗訴となり、それとともに、ダム建設のための漁業権等の強制収用に関する収用委員会では国が申請を取り下げました。その結果、現在、川辺川ダム計画は白紙の状態になってきています。熊本県民の多くは、川辺川ダム計画はすでに終わったものだという受け止め方をしています。検討小委員会においては、この川辺川ダム問題の現状を十分に認識して審議されることを要望します。

以上